

議案第13号

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例制定について

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月3日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

本年3月末日をもって失効期日を迎える医師確保対策就業支度金貸与制度については、安定的な医師確保に向け、なお継続する必要があるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例（平成24年朝来市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第13号資料

### 朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例に基づき貸与を決定した者にあつては、この条例の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例に基づき貸与を決定した者にあつては、この条例の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>